12　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２若しくは第72条の33第２項又は令和２年旧法第53条の２若しくは第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この記載要領において「租税条約等実施特例法」という。）第７条第１項又は令和２年所得税法等改正法第18条の規定による改正前の租税条約等実施特例法第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［13　略］

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　略］

第10号の４様式記載要領

1　この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項若しくは第321条の８の２又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～４　略］

5　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において当該請求を行う法人が連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の８の２又は令和２年旧法第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、この

12　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第53条の２又は第72条の33第２項の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

［13　同左］

第十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　同上］

第10号の４様式記載要領

1　この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項又は第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～４　同左］

5　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

6　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

7　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴